

## TIB オープンイノベーション導入・促進プログラムの実施に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と TIB オープンイノベーション導入・促進プログラム実施事業者である●●●●（以下「乙」という。）は、「TIB オープンイノベーション導入・促進プログラム」（以下、「本事業」という。）に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （本事業の目的）

第1条 甲が設置する、国内外からスタートアップに関わる様々な団体等が集まり、重点的な支援を提供する一大拠点 Tokyo Innovation Base（以下「TIB」という。）が、大手企業等による効果的なオープンイノベーション開始の場となり、ここから多くの“スタートアップのファーストカスタマー”が生み出されることを目指し、オープンイノベーションの導入や促進を後押しするプログラムを実施する。本協定により、その実施に当たって必要な基本的事項を定める。

### （協定期間）

第2条 本協定の期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

### （事業責任者）

第3条 乙は、本事業の実施に際し、自己の分担業務実施の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を事業責任者として選任すること。事業責任者は、甲との連絡調整や事業の進捗管理、現場での執行管理の責任を負うものとする。

### （本事業の内容）

第4条 次の各号の内容について、乙が作成した応募時の企画（以下「事業計画」という。）に基づき、甲と乙が連携して実施する。

- (1) プログラム対象企業の応募・選定
- (2) 対象企業に対するスタートアップとの協業を開始することを目的としたプログラム
- (3) 大手企業等のオープンイノベーションの促進に資する交流イベント
- (4) Sushi Tech Tokyo への参加に向けた調整に係る都との連携

### （責務）

第5条 甲は、乙の本事業の趣旨に沿った事業計画に基づく取組を支援するとともに、その成果に対し、応分の負担として協定金を支払うものとする。乙は、事業計画に基づき大手企業等のオープンイノベーションが着実に進むよう、甲及び各関係機関と連携しながら取組を計画的かつ誠実に実施するものとする。

(役割分担)

第6条 本事業の実施における甲乙の業務分担は、次のとおりとする。

(1) 甲の業務分担

- ア 事業計画の実施等に係る協議及び助言に関すること
- イ 事業計画に基づく取組の検証・評価
- ウ 協定金の支出（甲は乙に対し、協定金の支出以外に、一切の債務を負わない。）
- エ その他本事業の円滑な実施に向けて甲が必要と認めることを行うこと

(2) 乙の業務分担

- ア 甲との協議に基づき、第4条で定める内容について、事業計画に基づき、計画的かつ誠実に実施すること
- イ その他採択事業の円滑な実施に向けて甲が必要と認めることを行うこと

(事業計画の変更)

第7条 乙は、事業計画の内容を変更しようとするときは、甲に協議の上、承認を得るものとする。

(事業報告)

第8条 乙は、事業計画に基づき、本事業終了後、甲が指定する期日までに、事業報告及びKPIの達成状況について根拠書類とともに甲に報告しなければならない。甲は、必要と認めるときは、乙に対して本事業の実施状況等について報告を求めることができる。

(効果検証・評価)

第9条 甲は、前条による報告を受けた場合、その報告内容の妥当性やKPIの達成状況等について、外部有識者等で構成される評価委員会において検証・評価を行い、結果を乙に通知する。

(協定金の額の決定)

第10条 甲が乙に対して支払う当該年度の協定金の額は、基準額及び成果報酬額からなるものとし、合計の上限を1,300万円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）とする。甲は、前条による評価に応じて協定金の額を決定するものとし、その具体的な決定方法は、別途定める。ただし、基準額は上限を1,100万円、成果報酬額は上限を200万円とし、支払わない場合もある。

(協定金の払込)

第11条 乙は、前条により決定した協定金の支払を甲に対して請求し、甲はその内容を審査し、適正と認めたときは、請求金額を乙に支払うものとする。

## (経理)

第 12 条 乙は、本事業に関して、経理を明確にし、帳簿等関係書類を整理するものとする。

甲が、乙に対して帳簿等の閲覧を求めた場合は、乙はこれに誠実に対応するものとする。

乙は、採択事業終了後 5 年間は採択事業に関する帳簿等関係書類を保存するものとする。

## (甲乙の解除権)

第 13 条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、通知の上、本協定を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が本協定の各条項に著しく反したとき
- (2) 甲において、公益上の見地から本事業を中止する必要性が生じたとき
- (3) 乙の本事業の執行上、ふさわしくない行為があったとき
- (4) 荒天・天変地異などの影響によりやむを得ず中止する場合

## (損害賠償責任)

第 14 条 甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しないため本協定の相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。本事業の実施に当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。その場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲又は乙が損害を賠償したときは、甲又は乙はその相手方に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

## (暴力団等の排除)

第 15 条 乙は、採択事業を実施するに当たり、乙や乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（東京都暴力団排除条例平成 23 年東京都条例第 54 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（東京都暴力団排除条例平成 23 年東京都条例第 54 号第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること
- (2) 甲に報告すること
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事

## (個人情報の取扱い)

第 16 条 甲及び乙が、分担業務により取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とし、

他人に漏らしてはならない。事業終了後においても同様とする。

甲及び乙は、各々が保有する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。甲及び乙は、本事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に廃棄する。

(裁判管轄)

第 17 条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(情報公開等)

第 18 条 本事業に関連し、甲が作成する資料及び乙が甲に対して提出する資料は公文書として取り扱い、第 22 条に基づき秘密保持義務を負う部分及び個人情報に係る部分を除いて、原則として開示請求の対象となる。

(本事業の公表)

第 19 条 甲及び乙は、本事業の内容及びその成果を公表できるものとする。ただし、公表する場合は、本事業の結果得られたものであることを明示するものとする。甲及び乙は提案内容等を公表するときは、公表に先立ち、相手方と協議することとする。

(権利の帰属)

第 20 条 本事業の実施に当たり、乙の業務に付随して得られた成果・著作物に対する著作権等は、乙に帰属するものとする。甲及び乙は、それぞれの事業において必要があると認める場合には、協議の上、本件による成果物を無償で利用できるものとし、この場合甲及び乙は著作者人格権を行使しない。

(印刷物の作成)

第 21 条 乙は、甲の共催・後援名義等の印刷物を作成する場合は、事前に原稿を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(秘密の保持)

第 22 条 甲及び乙は、この協定の履行に当たり、相手方から秘密である旨表示がなされて開示された資料、情報のほか、本事業に関連して知り得た対象企業の個人情報及び対象企業並びに相手方の技術上、学問上、経営上等の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として取り扱い、当該相手方の事前の書面による了承なく第三者へ開示又は漏洩しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 開示を受けた時にすでに公知となっていたもの
- (2) 開示を受けた時にすでに自己が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に自己の責によらない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 政府機関又は裁判所の命令により開示を要求されたもの

2 前項の守秘義務は、本協定期間終了後も存続する。

(情報の開示)

第 23 条 甲及び乙は、本協定期間中、自己が保有し、かつ本事業の実施に必要な資料、必要な秘密情報を相互に開示する。ただし、秘密漏洩禁止義務のもと、第三者から入手した資料・情報等の開示につき制約を受けるものについては、この限りではない。

2 甲及び乙は、前項により相手方から開示された一切の資料、情報を本事業の目的のみに使用し、その他の目的に使用しない。

(協定の変更)

第 24 条 甲及び乙は、本事業の内容等を変更する必要があるとき又は経済情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不適当となった場合は、協議の上本協定を変更することができる。

(協定期間終了後の効力)

第 25 条 本協定が、期間満了又は解除等により終了した後においても、第 12 条（経理）、第 13 条（甲乙の解除権）、第 14 条（損害賠償責任）、第 15 条（暴力団等の排除）、第 16 条（個人情報の取扱い）、第 17 条（裁判管轄）、第 18 条（情報公開等）、第 19 条（本事業の公表）、第 20 条（権利の帰属）及び本条の規定は存続するものとする。

(事前通知事項)

第 26 条 乙は、次の各号に該当する事由が生じたときは、事前に又は事後直ちに甲に通知しなければならない。

- (1) 合併、会社分割、株式交換、株式移転等の組織に関する重要な変更
- (2) 本事業に関する事業の全部又は一部の譲渡
- (3) 支配権に実質的な変動を生じさせる行為

(免責)

第 27 条 乙は次の各号に該当する事項については自らの責任で処理するものとし、甲はそれに起因又は関連して乙に生じた損害、損失、費用、事故その他一切の事象について責任を負わないものとする。

- (1) 対象企業の解散、清算又は倒産手続等の開始若しくはその申立て

- (2) 対象企業の重要な契約等の締結、変更、解約、解除又は終了
- (3) 本事業で実施したプログラムに起因する事件・事故

(協議)

第 28 条 本協定の規定に疑義が生じた場合、又は本協定の定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定する。

上記協定締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和      年      月      日

|     |     |                      |
|-----|-----|----------------------|
| (甲) | 所在地 | 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 |
|     | 名称  | 東京都                  |
|     | 代表者 | 東京都知事      小池   百合子  |

|     |        |
|-----|--------|
| (乙) | 所在地    |
|     | 商号又は名称 |
|     | 代表者    |